

- 農林水産省は、**令和6年度がため池管理保全法の施行後5年目**に当たることから、同法を含む農業用ため池の管理保全施策の施行状況を点検・検証すべく、**都道府県及び市町村を対象としたアンケート調査**を行うとともに、**有識者による委員会(※)を設置**。
- 同委員会は、アンケート調査の結果や現地調査等を踏まえ、**①ため池管理保全法の施行状況、②農業用ため池の管理保全施策に対する評価、③農業用ため池の多面的機能の発揮等に関する評価**の観点から点検・検証。
(※) 農業用ため池の管理保全施策の施行状況の点検・検証に係る委員会

①ため池管理保全法の施行状況

- 全ての都道府県、約9割の市町村が、相互に連携を図りながら農業用ため池の適正な管理及び保全を実施していると回答。
- 全ての都道府県が農業用ため池に関するデータベースを公表。
- 約9割の市町村が農業用ため池のハザードマップ等を市町村のホームページで周知。
- 届出を行う必要がある農業用ため池の99.9%が届出済み。

②農業用ため池の管理保全施策に対する評価

- 全ての都道府県、97%の市町村が、ため池管理保全法の施行を評価すると回答。
- 約8割の都道府県及び市町村が、国は必要な支援等を行っているとは回答。

③農業用ため池の多面的機能の発揮等に関する認識

- 全ての都道府県、74%の市町村が農業用ため池の多面的機能が発揮されていると回答。



岡山県及び岡山ため池保全管理サポートセンターとの意見交換



現地調査

委員会の検証結果

- ため池管理保全法に規定されている制度等は、各都道府県、市町村においておおむね適切に施行されており、農業用ため池の管理保全施策もおおむね評価されていると考えられることから、**現時点で、ため池管理保全法は改正する必要はない**と考えられる。
- 一方、アンケート調査や現地調査において、農業用ため池の管理保全における課題が確認されたことから、委員会として、**5つの観点から提言を取りまとめた**。

提言 1 農業用ため池の管理保全に係る持続的な体制整備

- ため池管理者の高齢化や減少、地方自治体の人員不足等が指摘されており、農業用ため池の管理保全体制を持続可能なものにしていくためには、ため池管理者等への支援を充実させる必要。
➡ **農業用ため池の管理保全に係る持続的な体制整備を図る必要**



提言

- 農業用ため池の維持管理の負担軽減や、ため池管理者等に対する支援の在り方を検討すること。



◀ リモコン式草刈り機による農業用ため池の維持管理の負担軽減

- 農業用ため池の管理保全施策に係る地方自治体の事務負担の軽減策を検討すること。

- 地域内外の個人や団体に農業用ため池の管理保全への参画を促すこと。



◀ 地域の若い非農業者も参画する農業用ため池等の維持管理組織

- 遠隔監視機器（水位計等）の設置等農業用ため池の管理保全に係る業務のデジタル化を推進すること。



◀ 農業用ため池への遠隔監視機器（水位計等）の設置

- 防災重点農業用ため池以外の農業用ため池に対する支援策を検討すること。

- 利用されていない防災重点農業用ため池の廃止に努めること。



◀ 下流域の安全確保のため、利用されていない防災重点農業用ため池を廃止

提言 2 ため池サポートセンターによる支援活動の更なる充実

- ため池管理者に技術支援を行う「ため池サポートセンター」は、農業用ため池の管理保全を推進するための重要な組織であり、その活動が持続可能なものとなるよう、支援を充実させる必要。
➡ **ため池サポートセンターによる支援活動の更なる充実を図る必要**

提言

○ため池サポートセンターの活動を持続可能なものにしていくために、ため池サポートセンターへの支援の在り方を検討すること。

○各地のため池サポートセンターの活動事例を収集、分析し、他のため池サポートセンターの参考になりうる点を取りまとめ、都道府県やため池サポートセンターに周知すること。

ため池サポートセンターにおける主な課題

- 人員の確保
- 安定的な予算の確保
- 技術力の確保・向上
- ノウハウの蓄積

↓

支援の在り方を検討

- (参考事例)
- 兵庫県のサポートセンターの活動**
- 監視が必要なため池をおおむね3年ごとに巡回点検（約1,400か所/年）。加えて、ため池管理者からの電話等による相談を受け、現地で指導及び助言を実施
 - ため池管理者に対する管理講習会を実施
 - 巡回点検の際、ため池管理者に点検技術の伝承、指導・助言、相談等を実施



巡回点検



管理講習会

提言3 災害への備え、災害発生時の迅速かつ的確な対応

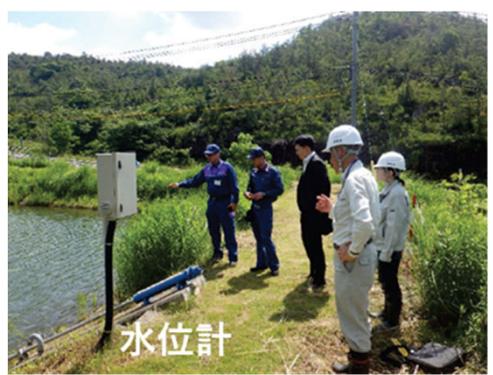
○ 地震や豪雨等の頻発化、激甚化により、農業用ため池の被害が多数発生していることから、こうした災害にしっかり備えることや、災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応を行い、農業用ため池の被害を最小限に抑えることが重要。

➡ **災害への備え、災害発生時の迅速かつ的確な対応を図る必要**

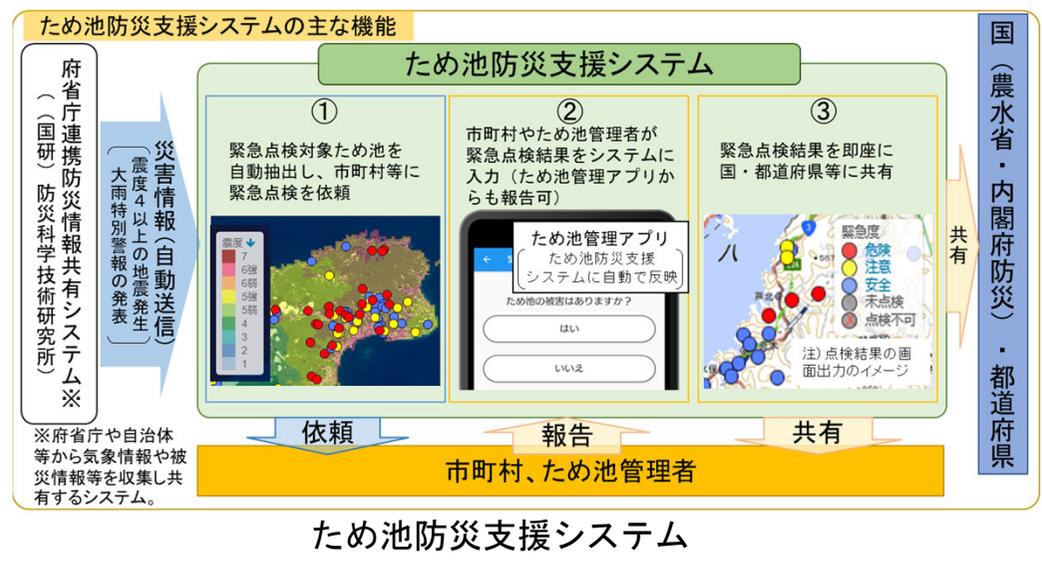
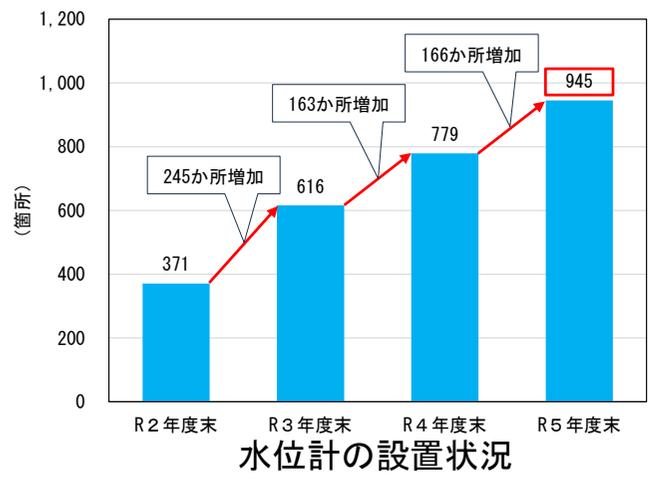
提言

- 防災重点農業用ため池に指定すべき農業用ため池について指定漏れがないか点検すること。
- 防災重点農業用ため池の劣化や豪雨、耐震に係る評価結果の公表の在り方を検討すること。
- 豪雨時等に農業用ため池の水位情報等を遠方から安全かつリアルタイムで把握するための遠隔監視機器（水位計等）の設置を推進すること。（再掲）

- 市町村に対し、防災重点農業用ため池の近隣住民にハザードマップを確実に周知するよう促すこと。また、必要に応じ、隣接市町村及び隣接市町村の住民に周知するよう促すこと。
- ため池防災支援システムの機能を向上させるとともに、ため池管理アプリの更なる普及を図ること。



水位計
水位計の設置事例
(岡山県倉敷市)



提言 4 農業用ため池の多面的機能の更なる発揮

○ 全国の地方自治体において、農業用ため池が有する多面的機能を発揮させることが重要であるとの認識は広く共有されており、多面的機能を発揮させるための取組が多く地方自治体で行われている。しかしながら、一部の地方自治体においては、こうした認識がまだ十分共有されているとは言い難いと思われることから、多面的機能を発揮させることの重要性について認識を共有し、こうした取組を更に広げるための支援が必要。

➡ **農業用ため池の多面的機能の更なる発揮を図る必要**

提言

○ 農業の多面的機能を発揮させる重要性等を周知する際には、併せて農業用ため池が有する多面的機能を発揮させる重要性を周知するよう努めること。

岡山県岡山市（竹田下池、竹田上池）の事例 （ため池における環境学習会）

- 岡山市では、妹尾・箕島地区の竹田下池、竹田上池周辺を「箕島ふれあいの里」として遊歩道等を整備。
- 「箕島ふれあいの里ホテルを守る会」が地元小学校と連携し、ホテルの保護、環境美化、生態調査等の環境学習に取り組む。



ザリガニ駆除と生態調査

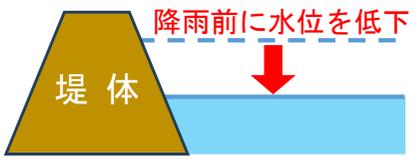


花植え

○ 農業用ため池が有する多面的機能を発揮させている優良事例を収集、分析し、他地区の参考となりうる点を取りまとめ、地方自治体等に周知すること。また、ため池管理者や多面的機能支払交付金の活動組織等に対し、既存の研修やセミナーを通じて紹介すること。

岡山県赤磐市（岩田大池）の事例 （ため池の雨水貯留機能を活用した流域治水の取組）

- 岡山県の旭川水系では、流域の関係者が連携して事前防災対策を行う「旭川水系流域治水プロジェクト」を推進。
- 赤磐市では、農業用ため池（岩田大池）の低水位管理及び事前放流を実施。
- 農業用ため池の雨水貯留能力を高めることで、大雨時の流出量を抑制し、下流域の浸水被害リスクを低減。



提言5 施行命令、代執行等の権限行使の円滑化

○ 地方自治体において、ため池管理保全法に規定されている勧告や施行命令、代執行等の措置を講じた実績は少ない。今後、こうした措置を講じる必要性が生じた場合に、地方自治体が対応に苦慮せず、必要な手続きを円滑に進められるように支援する必要。

➡ **施行命令、代執行等の権限行使の円滑化を図る必要**

提言

○ため池管理保全法に基づく代執行や催告の事例を整理するとともに、勧告、施行命令、代執行等の手続きの方法を整理し、地方自治体等に周知すること。

○地方自治体において、勧告、施行命令、代執行等の措置を講じる必要性が生じた場合に、既存の国の相談窓口を活用するよう地方自治体に周知すること。

○届出未了の農業用ため池や新設、廃止する農業用ため池について、農業用ため池の所有者等がため池管理保全法に基づき適切に届出を行うよう、地方自治体に周知すること。



代執行の事例（三重県桑名市）

○三重県は、防災工事の優先度が高い防災重点農業用ため池の所有者が確知できなかったことから、ため池管理保全法第11条に基づき、代執行の手続きを実施の上、農村地域防災減災事業により、防災工事を実施



代執行を行ったため池の概要

うまのかしらしんためいけ
○馬の頭新溜池
○堤高：8m、堤長103m、総貯水量5万m³
⇒地震耐性評価の結果：防災工事が必要

【決壊時の被害想定】
○宅地等（約1,100戸）
○国道（第1次緊急輸送道路）、鉄道
⇒防災工事の優先順位「高」

